

委員および一般からのご意見

委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘

委員からの意見、指摘はありませんでした

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2002/11/7 ~ 2002/12/10)

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
1	淀川ゴルフクラ ブ 代表取締役 小味澁敦雄氏	×	11/7	河川敷ゴルフ場の必要性についてご意見が寄せられました。 別紙 1 を参照下さい。
2	淀川フォーラム 実行委員会	×	11/11	中間とりまとめに対するご意見が寄せられました。 別紙 2 を参照下さい。
3	関西のダムと水 道を考える会 代表 野村東洋夫氏	×	11/11	提言素案に対するご意見が寄せられました。 別紙 3 を参照下さい。
4	淀川ゴルフクラ ブ 代表取締役 小味澁敦雄氏	×	11/12	淀川水系流域委員会様 日本ゴルフ場事業協会関西支部理事 パブリック河川敷部会長 小味澁敦雄 淀 115 大阪府土木河川室 自治体のご意見に反論致します。 この中の「高水敷の適正な利用へ」 「 3 - 3 利用 (1) 河川空間の利用 3) 高水敷利用 (-2-16) 」において 回答されております。“高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されて いる物は排除されても、”とゆう部分について意見をのべます。 営業目的とゆう事は株式会社で営業しているとゆう事であろうかと想われま す。しかし乍らこのような施設は他の自治体におきましても徐々に民営化され 株式会社となりつつあります。行政による多額の人件費を使つての営業は無理 であるとゆう現実であります。又大阪府関連につきましても、民営化されつつ ある部門もあると思われます。 又我々が営業目的で利用していると表現されれば如何にも多大の利益を上げて いるように聞こえます。しかし河川敷ゴルフ場も河川であるが故の制約、及び 度重なる水害、高額な占用料等により利益はほとんど出ていない現状です。 唯一歴史あるゴルフ場を維持して運営するとゆう使命感のみに支えられて営業 致して居る現状です。 又ご意見の冒頭の部分の“都市区域における”とゆう部分についてですが、都 心部の淀川ゴルフクラブを指摘しているかどうかですが、この点について意見 をのべます。 大阪市の都心部は東京都心とは異なり多くの人口が存在して居ります。又高齢 化しつつあります。淀川ゴルフクラブも多くが高齢のゴルファーで占められて 居ります。近くて徒歩、自転車等にてアクセス可能なゴルフ場は、都心部であ

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				ればある程必要です。 又大阪市内のゴルフ場は淀川ゴルフクラブと西淀ゴルフプラザのみです。 ゴルフを生きがいとされて居ります多くの高齢ゴルファーの為、都市区域におけるゴルフ場を是非存続して頂きたいと思ひます。
5	佐川克弘氏	×	11/14	淀川水系流域委員会 最終提言作業部会殿 '02.11.14 佐川克弘 修正素案(021113版)の次の一点だけは、何としても訂正して下さい。修正しないと、せっかくの提言に汚点を残してしまいます。 その他の修正依頼につきましては、H14.11.13 拡大委員会・参考資料1に記載されている私の案をご覧下さい。 (該当箇所) P4-5 4-3 利水計画のあり方 (1) 精度の高い水需要予測 (原文) 利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が・・・ (訂正案) 利用実績に比べて過大であった。また予測手法や予測に用いた原単位や・・・ (理由) 需要予測と実績が乖離していることは、客観的事実です。このことは淀川水系流域委員会に提供された河川管理者の資料でも明らかです。また朝日新聞が報じた下記の“水余り”のニュースに対して利水者(大阪市・大阪府・阪神水道・大阪臨海・神戸市・尼崎市など)から、事実無根と抗議されたことも無ければ、謝罪文と“水余り”ではないとの訂正記事の掲載を要求されたこともない。客観的事実だから抗議することは不可能だったからです。 この客観的事実を事実と認めない(認めたくない?) 原文を訂正しないと、流域委員会の委員各位は「ハダカの王様」と見なされてしまいます。もし委員各位が「ハダカの王様」にどうしてもなりたいとすれば、私にはそれを止める権力を持っていませんが、原文のままでは今後も“精度の低い水需要予測”が継続される可能性を残すことになり、結局“不要な水資源開発”のための大戸川・余の川・川上・丹生・安威川ダムなどの事業継続を黙認してしまうことになってしまいます。血税を使い、市民には(水道料金のカタチで)さらなる負担を強いることになることを、くれぐれも忘れないでいただきたいのです。 淀川の水利権と最大取水実績(万M ³ /日) '97年度

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容				
					水利権	最大取水実績	未使用	
				上水	大阪府 大阪市 阪神水道 その他 合計	223 268 119 38 648	204 197 95 36 532	19 70 25 2 116
				工業用水	大阪府 大阪市 大阪臨海 神戸市 尼崎市 その他 合計	84 31 16 11 26 45 213	52 15 7 8 16 15 113	32 16 9 3 10 30 100
				総計		861	645	216
				(注)国土交通省のデータなどをもとに朝日新聞社が作成。				
6	森脇榮一氏	×	11/15	「淀川水系流域委員会 拡大委員会における意見に対する私の見解」としてご意見が寄せられました。 別紙 4 を参照下さい。				
7	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	×	12/2	修正素案（021113 版）についてご意見が寄せられました。 別紙 5 を参照下さい。				
8	精華町長 鎌田利秋氏	×	12/5	淀川部会への意見陳述が寄せられました。 別紙 6 を参照下さい。				
9	枚方市 理事 池貝浩氏	×	12/9	<p>高水敷きのグラウンド等を将来的に堤内地に移動するためには、その用地費や整備費に莫大な経費を要することになります(計算したわけではありませんが、淀川全体で数百億から数千億円程度の経費がかかるのではないのでしょうか)。</p> <p>その場合は、自治体を初めとする事業者は、納税者や出資者、地域住民に対してその必要性を説明する責任があります。その際のポイントとしては、他の河川では認められている高水敷きのグラウンド等がなぜ淀川では認められないのか、言い換えれば、どのような具体的な基準を満たした河川が淀川のように高水敷きのグラウンド等が認められないことになるのかということです。そのような基準が示されないまま、ある河川では認められ、ある河川では認められないということでは、公平性や透明性に欠けることになり、市民や納税者等の理解が得られず、移設のための予算化も認められそうにありません。</p> <p>さらに言えば、その基準自体の妥当性を総合的な観点から検証を行っていく必要があると考えます。</p> <p>もしも、すべての河川で認められるべきではないということであれば、その前提として、河川法等の改正による統一化の手続きが必要であると考えます。</p> <p>自治体は、今後とも非常に厳しい財政状況や都市間競争の中にあることは確実であり、以上の疑問については、他の自治体も同様としますので、ぜひとも明確なご回答をいただきたくお願い申し上げます。</p>				

は提言素案に対するご意見です